

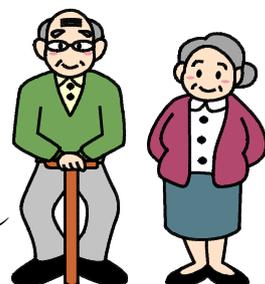
北のひろめ～る

令和7年 9月 20日
釧路方面広尾警察署
交通係
電話:01558-2-0110
第 53 号

免許の自主返納考えてみませんか

○ 運転免許証の自主返納とは

「運転に自信がなくなってきた」、「家族から運転が心配と言われた」など、運転に不安を感じる方や、年齢と共に身体機能の低下を感じた方などが、自主的に運転免許の取消しを申請することができる制度です。



○ 自主返納ができる方

広尾警察署で手続きする場合は、広尾警察署管内（広尾町・大樹町）に現住所のある方で、運転免許証が有効期間内の方。

○ 自主返納ができない方

- ・ 運転免許の取消基準に該当している方
- ・ 運転免許の停止中、又は運転免許の停止の基準に該当している方
- ・ 初心運転者制度における再試験の基準に該当している方



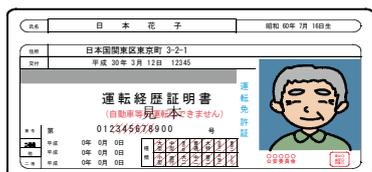
⚠ 自主返納をする際の注意点

運転免許を自主返納すると、有効期間が残っていたとしても、手続きをしたその日、帰ってから運転出来なくなります。

また、一度自主返納をすると、再度免許証を取得するには再度自動車学校等に通い、学科試験などに合格する必要があります。



運転免許経歴証明書が作成できます



運転免許証を自主返納した方は、運転経歴証明書を作成できます。（有料。失効から5年以内であれば作成可。取消等になった場合は作成できない場合も有。）

身分証明書となるほか、自治体によって様々な特典を受けることができます。

広尾町、大樹町の場合は60歳以上であれば運転経歴証明書を提示すると、十勝バス・拓殖バスの十勝管内全路線の運賃が半額になります。（令和7年8月時点）



北海道釧路方面広尾警察署

